<table>
<tr><td colspan="3">名　　称</td><td>越谷駅東口地区計画</td></tr>
<tr><td colspan="3">位　　置</td><td>越谷市弥生町、越ヶ谷二丁目、赤山町六丁目及び越ヶ谷字柳田の各一部</td></tr>
<tr><td colspan="3">面　　積</td><td>約 2.9ha</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">区域の整備・開発及び保全に関する方針</td><td>地区計画の目標</td><td>本地区は、東武鉄道伊勢崎線越谷駅東口前に位置する、県南東部地域における中核都市の中心地区となる商業･業務･文化･防災機能の強化や情報発信性の高い都心地区としての機能･役割を果たしていくため、市街地再開発事業による駅前交通広場や道路等の基盤整備が行われる。この事業効果による都市機能の充実と景観にも配慮した利便性の高い、賑わいと魅力ある市街地の形成を図ることを目標とする。</td></tr>
<tr><td>土地利用の方針</td><td>本地区は、都心地区としての役割を果たしていくため、土地の高度利用を図り、商業･業務地としての利便の増進を図る。更に、ひとにやさしい賑わいと魅力ある市街地とするため、壁面の位置の制限内は、道路と一体的に利用できる安全で快適な歩行者空間を確保する。</td></tr>
<tr><td>地区施設の整備方針</td><td>地区施設は、市街地再開発事業により整備され、今後その機能、環境が損なわれないよう維持、保全を図るものとする。</td></tr>
<tr><td>建築物等の整備方針</td><td>都心地区にふさわしい、景観にも配慮した利便性の高い賑わいと魅力ある商業業務地とするため、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限及び建築物等の形態又は意匠の制限を定める。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">地区整備計画</td><td rowspan="4">建築物等に関する事項</td><td>建築物の用途の制限</td><td>次に掲げる建築物は、建築してはならない。
１　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの
２　倉庫業を営む倉庫
３　原動機を使用する工場で、作業場の床面積の合計が 50 平方メートルを超えるもの</td></tr>
<tr><td>壁面の位置の制限</td><td>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、道路境界線までの距離は計画図に表示する距離以上としなければならない。ただし、公共歩廊その他これらに類する公益上必要な建築物で通行上支障がないものについてはこの限りでない。</td></tr>
<tr><td>建築物等の形態又は意匠の制限</td><td>建築物等の形態又は意匠は、次に掲げるものとする。
１　色彩及び材質は、周辺景観に調和したものとする。
２　屋上に設ける建築整備等は、外部から直接見えにくい構造で保護する。</td></tr>
<tr><td colspan="3">備　　考</td><td>区域及び地区整備計画は、計画図表示のとおり</td></tr>
</table>